
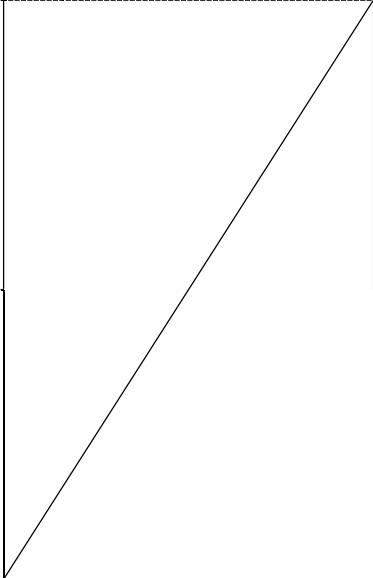




リチウム電池輸送添付書類

運送状番号: _____

警告:安全上の理由から製造者がリコールしたリチウム電池の航空輸送は禁止されています。

この包装物には以下の種類のリチウム電池が含まれています。(該当する欄にチェックマークを入れる。)

リチウムイオン—最大電力量が 20Wh(ワットアワー)以下(単電池)又は 100Wh(ワットアワー)以下(組電池)		リチウム金属—最大リチウム金属含有量が 1グラム以下(単電池)又は 2グラム以下(組電池)	
<input type="checkbox"/> 電子機器と同一梱包。 単電池または組電池を電子機器と一緒に梱包している。 (ICAO/IATA 包装基準 966, Section II)	<input type="checkbox"/> 電子機器と同一梱包。 単電池または組電池を電子機器と一緒に梱包している。 (ICAO/IATA 包装基準 969, Section II)		
電子機器に組込まれている。 単電池または組電池は電子機器に組込まれている。 (ICAO/IATA 包装基準 967, Section II)		電子機器に組込まれている。 単電池または組電池は電子機器に組込まれている。 (ICAO/IATA 包装基準 970, Section II)	
組電池  単電池 		組電池  単電池 	
全ての荷物(箱)において 組電池が2個まで又は 単電池が4個まで	<input type="checkbox"/> 組電池が3個以上又は 単電池が5個以上	全ての荷物(箱)において 組電池が2個まで又は 単電池が4個まで	<input type="checkbox"/> 組電池が3個以上又は 単電池が5個以上
<input type="checkbox"/>  リチウム電池を組み込んだ電子機器を納入した荷物(箱)が2個まで		<input type="checkbox"/>  リチウム電池を組み込んだ電子機器を納入した荷物(箱)が2個まで	
<input type="checkbox"/>  リチウム電池を組み込んだ電子機器を納入した荷物(箱)が3個以上		<input type="checkbox"/>  リチウム電池を組み込んだ電子機器を納入した荷物(箱)が3個以上	

- ・荷物の取扱いには御注意願います。損傷した貨物は発火する危険性があります。
- ・輸送中に貨物を損傷した場合には、内容品の状態を確認できるまで航空機に搭載できません。内容品の電池は損傷状態を点検して、無傷で短絡しないように保護されている場合に限り再梱包できます。
- ・貨物内の電池に関しさらに多くの情報が必要な場合には、以下の電話番号にご連絡願います。

TEL: _____

輸送責任者職名・氏名: _____

作成日: _____

輸送責任者署名または捺印: _____